

至昭

自昭

21
年

20
年

10
月

3
月

經理

(學生生徒兒童)

(學
重疎開)

第 3 冊

省
部
總
務
課
記
錄
本

第	册
門	
類	
項	
目	
号	

自 昭和二十年
至 昭和二十年

第二册

学童集団疎開

引揚に關する国庫補助

九二八

省 部
記 録
掛 封
書

發國

二七 號

定決裁

三月十九日

文書課長

送發

三月十九日

起案者

昭和十年三月十九日起案

大臣了

次官

會計課長

政務次官

參事官

案六

三月十九日

局長

總務課長

建設省國民復興會國外協定委員事務官補脚

文 部 省

呈送件同之件 依命通牒

昭和九年九月二十八日 奉一月二十日發國二七号通牒

基平補脚相成心之九人後今般在記前通牒之切手振

出ハ別送之今有大臣官貴官二年化相成心之切手振

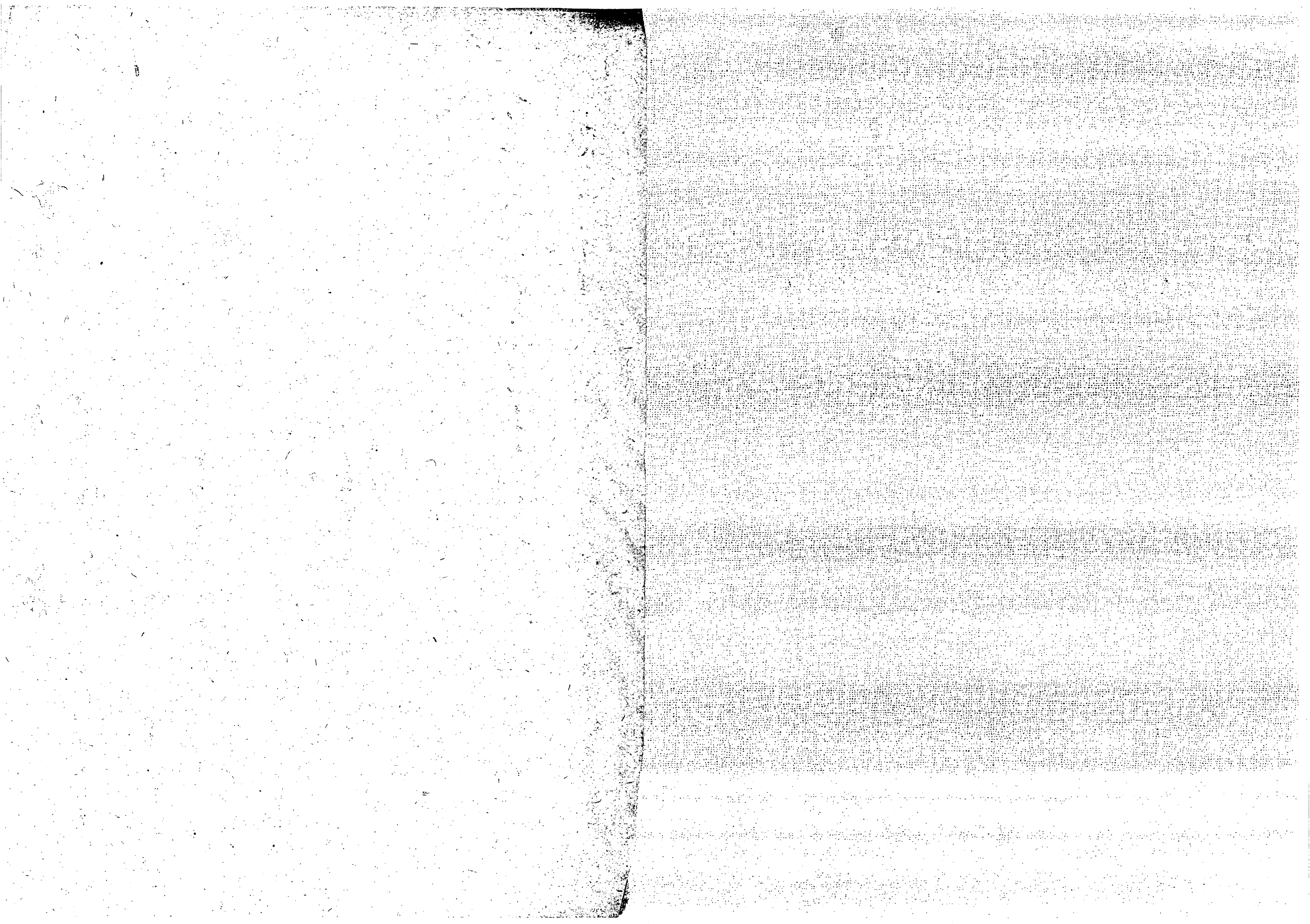
年之内之委員了也之此依命通牒

記

國事補脚記

月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

主務課長



ヲ返還セムル事ナリ 但シ七章及附録中ハ七章及施行及十

三ニシテ前章ノ努力其外事情ノ他七章及施行ニ難ク明令及三行

施ヨク之モノハ之ヲ七章及附録中トシテ得ル事ナリ

七章補修ノ事ニ付政府ノ議トシテ其旨ニ於テ是レヲ爲ス事額

(三) 支那ノ憲法ニ於テハ (一) 總則 (二) 國民ノ権利及義務 (三) 國家ノ組織 (四) 地方自治ノ組織 (五) 裁判ノ組織 (六) 附則

アトキハ財力ノ緊迫化ニ伴ヒ要スル事案會所擧げ依リ施設ヲ七章

ニ於テテ割也シテ之ノ所爲經費ニ對シ補修金ヲ特ニ増額セリ云々

十九日 但其一階ハ老後施設ノ必要預也 其ノ程序内容ノ高否等ハ以

テハ貴官ニ任^ス具^レ條^ノ規定^ノ内^ニテ^モ 概^シテ^モ 相^シ成^ルカ^ニテ

向^テ 貴^官 勿^レ 疑^フ 三^ノ 條^ノ 內^ニ 於^テ 是^レ 日^ノ 由^リ 具^シ 立^テ 給^フ 旨^ヲ 遵^テ 行^フ 事^ト 爲^ス

ト^モ 貴^官 勿^レ 疑^フ 三^ノ 條^ノ 內^ニ 於^テ 是^レ 日^ノ 由^リ 具^シ 立^テ 給^フ 旨^ヲ 遵^テ 行^フ 事^ト 爲^ス

一

五^ノ 條^ノ 規^定 範^疇 內^ニ 於^テ 是^レ 日^ノ 由^リ 具^シ 立^テ 給^フ 旨^ヲ 遵^テ 行^フ 事^ト 爲^ス

一^ノ 條^ノ 規^定 範^疇 內^ニ 於^テ 是^レ 日^ノ 由^リ 具^シ 立^テ 給^フ 旨^ヲ 遵^テ 行^フ 事^ト 爲^ス

備^考 一^ノ 條^ノ 規^定 範^疇 內^ニ 於^テ 是^レ 日^ノ 由^リ 具^シ 立^テ 給^フ 旨^ヲ 遵^テ 行^フ 事^ト 爲^ス

中境及國境外島嶼之警備費及地方自治費之補助費

及分

八月前受入	九月前受入	九月前受入	九月前受入
三六、四一六	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三

大算出

月前計算	月前計算	月前計算	月前計算
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

大算出

月前計算	月前計算	月前計算	月前計算
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

備金用... (備金用...)

同文... (同文...)

昭和十九年及中後日國民及集團引誘及策定入轉籍詳調 (姓名)

姓名 日 實人 籍貫 日 出生年月日 籍貫 日 備考

謝亭傳治

日 加傳

日 加傳

日 加傳

日 加傳

日 加傳

日 加傳

日 加傳

日 加傳

日 加傳

日 加傳

日 加傳

日 加傳

(表式三)

昭和十一年三月三十一日現在の支那の國境に於ける日本國領土の擴張の状況

支那

支那領土

支那領土

支那領土

支那領土

一、歲出

支那領土

支那領土

支那領土

支那領土

支那領土

支那領土

支那領土

支那領土

支那領土

支那領土

支那領土

支那領土

支那領土

人事院

日 本 港 埠 局

日 本 郵 政 局

日 本 鐵 道 局

日 本 郵 船 局

日 本 郵 政 儲 蓄 局

日 本 郵 政 貯 蓄 局

日 本 郵 政 貯 蓄 局

日 本 郵 政 貯 蓄 局

日 本 郵 政 貯 蓄 局

日 本 郵 政 貯 蓄 局

日 本 郵 政 貯 蓄 局

日 本 郵 政 貯 蓄 局

日 本 郵 政 貯 蓄 局

日 本 郵 政 貯 蓄 局

大日本帝國政府

一等勳章

三、勳章

勳章

一、防衛隊代

1.

2.

3.

斗

二、勳章

月

日

人

月

日

人

斗

人

省部
附 20.3.23
國 27

教第一二七七號

昭和二十年三月十六日

大分縣知事 中村 元



文部大臣 伯爵 兒 玉 秀 雄 殿

沖繩縣集團引揚兒童受入經費國庫補助申請

本年一月二十三日發國二七號ヲ以テ浦添相成候標記ノ件別紙ノ通
關係書類相添へ此致及申請候也

大分縣

昭和十九年等大分縣歲入歲出追加豫算書

歲入經常部

科	目	追加豫算高	既決豫算高	備	考
第九款	國庫下渡金	二八二二	一七七五三一九		
第二項	義務教育費	二八一二	一七七五三一九		
	第一項				
	三義務教育費	二八一二	一七七五三一九	國庫下渡金	
				俸給	一八七五
				與	九三七

歲入臨時部		科	目	追加豫算高	既決豫算高	備考
第二項金	第二款	國庫補助金		八二二二	二二〇五三一七	
	第一目	教育費補助		一一八五	一五五五七七	<ul style="list-style-type: none"> ● 疎開兒童受入分 ● 臨時家族手當 ● 戰時勤勉手當 ● 臨時手當
第四目	疎開學童教育費補助		八〇〇二七			<ul style="list-style-type: none"> ● 俸給 ● 賞與 ● 一般旅費 ● 臨時家族手當 ● 戰時勤勉手當 ● 教員派遣旅費 ● 受入諸費 ● 受入交付金
						二〇三一
						四四一六
						四四一六
						七三七八
						七三七八
						七三七八
						七三七八

歲出經常部		科	目	追加豫算高	既決豫算高	備考
第七款	教育費	沖繩縣集團教育費	第十二項 児童教育費	八四〇二四	二〇三二八一	
	第一目 受入諸費		第一目 受入諸費	三二八		● 教員俸給 三九〇六
	第二目 給料及諸		第二目 給料及諸	九九四〇		● 賞與 九四九 ● 一般旅費 九四九 ● 臨時家族手当當 九〇〇 ● 臨時勤勉旅費 八〇〇 ● 教員派遣旅費 五〇〇 ● 臨時手当當 五〇〇
	第三目 受入村交付金		第三目 受入村交付金	七三七五六		

304-16 325 = 37, 364, 34, 024

沖繩縣集團引揚兒童數一覽表 (大分縣)

町村別	受入		町村別		宿舎別		町村別		宿舎別	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
川原木村川原木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
中野村中野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
上野村上野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
全大間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
明治村床木國民學校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19

町	直見村直見		小野市村小野市		重岡村重岡		切畑村切畑	
	男	女	男	女	男	女	男	女
計	15	15	16	16	14	14	17	17
初一	1	1	1	1	1	1	1	1
初二	3	1	1	1	1	1	1	1
初三	7	1	3	2	1	1	1	2
初四	5	4	1	2	2	1	2	1
初五	4	4	2	3	1	7	4	3
初六	4	2	4	4	3	3	2	3
高一	3	4	4	3	4	2	2	5
高二	3	7	1	1	4	4	6	2